

# 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

## 趣 旨

- 物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、令和5年3月予備費により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額されるとともに、新たに低所得世帯支援枠が措置された。
- この予備費による住民税非課税世帯等に対する3万円を上限とする給付金については、その対象者自らが使用することができるよう差押えを禁止する等の必要がある。

## 一 差押禁止等・非課税の対象

- 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金

令和五年三月予備費使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、住民税非課税世帯等に対し三万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村から支給される給付金

## 二 差押禁止等

- 1 一に規定する給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。
- 2 一に規定する給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

## 三 非課税

租税その他の公課は、一に規定する給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

## 四 施行期日

公布の日から施行する。